



2007. February 2月号

発行日：平成19年2月1日

発行：東京税理士会
情報システム委員会

題字：金井塚 清（豊島）

銀行融資における電子申告データ活用の事例 ～電子申告データ受付によるXBRL利用 その2～

本年1月4日から国税電子申告システムにおいて、納税者から委嘱された税理士が申告・申請データの送信を行う場合、その納税者の電子署名を省略できることは先月号でお知らせしたとおりです。この点は法人の決算書の提出(=送信)の場合でも同様ですから今までなかなか進まなかった法人の電子申告も次第に件数が伸びてくるものと予想されます。

そうなると電子申告によりXBRLデータ化された法人の決算書データが社会に蓄積されていくことになります。こうした法人の財務情報を紙に印刷することなくそのままの形で、すなわちデジタルデータのまま銀行融資における審査資料として

受け渡し出来ようになることは私たち事務方の生産性向上に大きく役立つものと言えます。こうした取り組みに先鞭をつけた金融機関の事例として本紙では昨年10月に新銀行東京の事例を紹介しましたが、今年は1月号で三菱東京UFJ銀行のこうしたサービスを始めるに至った背景について報告しました。今月号では、e-Taxの新たな展開も踏まえ同行の取り組みについてその概要を報告します。

なお、本記事の構成にあたっては、XBRL Japan金融委員会において発表された内容をもとに同行関係者に取材させていただきました。関係者の皆様にはご協力に感謝申し上げます。

〈サービスの概要〉

三菱東京UFJ銀行は融資取引先企業からの電子申告及び電子納税証明のデータ受付にあたって、「e-決算受付」というサービス名で専用のウェブサイト(「電子申告データの受付イメージ」参照)を設けています。

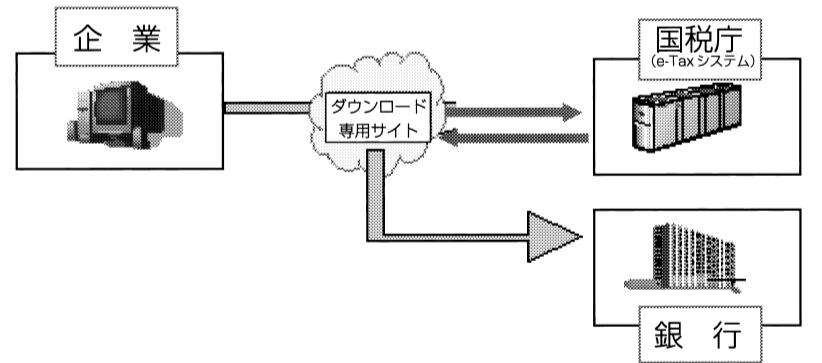
電子申告を行うと、申告したデータがそのまま国税電子申告・納税(e-Tax)システムに保存されます。国税庁が配布している「e-Taxソフト」を利用している場合、申告企業は「メッセージボックス」で国税庁に送信したデータ項目を確認することができ、「ダウンロード」操作を行うことによって国税庁サーバに保存されたデータの内容を確認することができます。

三菱東京UFJ銀行の電子申告データ受付サービスを利用する取引先企業は、事前に利用登録を行った上で、専用サイトを経

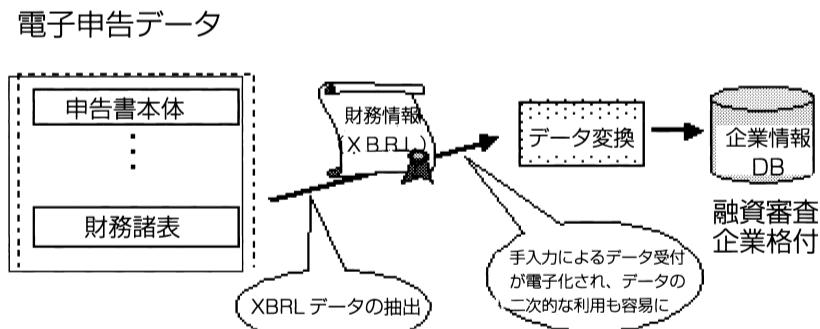
由してe-Taxシステムにアクセスし、そこに保存されているデータのうち、申告書や納税証明書などの融資に必要な項目を指定してダウンロードし、銀行に送信することになります。データを受領する銀行は、国税庁に保存されている申告データを送ってもらうことによって、信憑性の高い財務情報をもとに企業の格付や審査を行うことができます。

電子申告データを受け取った銀行は、XBRL形式で作成されている財務諸表の部分をデータファイルから抽出し、いったん既存の融資・審査それぞれの業務システムに取り込むことができる形式にデータを変換、データベースに格納して、融資審査や企業の信用格付判定といった業務に利用することになります(「電子申告データの利用イメージ」図参照)。

電子申告データの受付イメージ



電子申告データの利用イメージ



〈サービス導入の意義と今後の課題〉

電子申告データ受付開始による融資業務へのXBRLの導入は、銀行にとってこれまで主に手作業で行ってきた財務データの入力プロセスの効率化を実現するという以上に、電子申告した顧客に対する利便性の向上という点で意義深いものと考えられます。顧客の側からみれば、せっかく電子申告したにもかかわらず、そのデータが二次利用できないということは非常に不便を感じることになってきました。金融機関によるこうした電子データ受付が拡大し、融資業務での利用が普及していくれば、企業の電子申告に対する認識も変化する可能性は高いものと考えられます。メガバンク最大手の三菱東京UFJ銀行がこうした取組を開始したことは、各方面に及ぼす影響も大きいものと考えられます。

2007年初から納税者本人の電子署名を省略した形での電子申告が可能になりましたが、銀行が取引先企業から電子申告データを受付ける際に、代理申告を行う税理士とどのように連携を図っていくことができるか、という点は大きな課題です。電子署名

取得の省略によって、申告時のPC操作やインターネット経由での手続きに関して税理士の関与に対するサポートの比重がますます高まることが予想され、融資を受ける金融機関に対するデータ提出に際しても重要な役割をはたしていくことが期待されます。

三菱東京UFJ銀行は、電子申告をめぐる社会状況の変化に対応してXBRLの活用に取り組んでいくとともに、融資業務プロセス全体の電子化を進めていくによって、顧客に更なる利便性の提供を目指していくということでした。特に、融資申込とともに、現状では紙の契約書と印鑑を前提としている「金銭消費貸借契約書」作成のプロセスについて、電子化対応を行うことは利用者にとって大きな影響があるものと予想されます。

社会全体のインフラ整備という点では、電子申告とともに金融機関による「電子融資」が実現してこそ、企業にとってメリットが感じられるようになるものと思われ、今後の金融機関の対応が注目されます。

<了>

ご存知ですか？ 本当にe-Taxは変わっています！

昨年の暮れから本年の年初にかけて、国税庁では以下に紹介するように国税の電子申告・納税システム（e-Tax）のシステム改善を行いました。国税庁のe-Taxホームページに詳細な説明等が掲載されていますので、読者の皆さんには十分ご確認くださいますようご案内いたします。

1. 暗証番号変更等の期限、大幅延長！

e-Taxの利用開始届を提出すると2週間ほどして送られてくる通知書に記載されている暗証番号の変更等の期限が、昨年12月18日以降に開始届を提出した者から、従来の約2ヶ月から約1年に大幅に延長されました。また、電子証明書の登録期限も約2年間に大幅に延長されました。これまで通知書は簡易書留郵便で送られてきましたが、これは転送不要普通郵便で送られてることに変更されました。開始届を提出した関与先の通知書受け取りについてはご注意ください。

2. 確定期間中は24時間送信可能に！

本年の平成18年分所得税の確定申告期間中は、e-Taxが連日24時間利用できるようになります。詳細な仕組みと留意点はこの会報「情報通」の1月号をご参照ください。この期間は平日深夜や休日・祝日にも申告等データの送信が可能となります。いつでもデータ作成後即座に送信を完了させることができますので、申告書類を貯めこんで期限ぎりぎりに税務署へ持ち込むということ

をする必要がなくなりますから、我々税理士にとっても業務改善に役立ちそうです。

3. 一部添付資料が電子データで添付可能に！

給与所得の源泉徴収票と特定口座年間取引報告書について、本年1月1日以降、書面による交付に代えて、一定条件のもと、上記書類記載事項の電磁的方法による提供ができるようになりました。

この提供された電子データは、そのまま申告等データに添付して送信することができますので、別途紙の原本を提出する必要がなくなるため、申告書提出者にとっては利用価値があります。我々の関与先がその受給者から電子データでの提供を求められる場合も想定されます。

国税庁では、この電子データを作成するためのソフトウェアの提供を始めました。e-Taxホームページからダウンロードすることにより入手できるようになっています。なお、交付者の電子署名が必要とされていますから、関与先を指導する場合は、電子証明書の取得・利用方法についても十分な指導をしていただかなければなりません。

4. 電子署名等の一部省略が可能に！

オンラインで行える申告・申請等のすべての手続について、納税者の委嘱を受けた税理士等が電子申告を行う場合、これまで納税者本人の電子署名が必要とされていましたが、本年1月4

日以降省略ができるようになりました。これも詳細は1月号をご参照いただきたいのですが、昨年12月27日に財務省のオンライン手続に関する省令の一部が改正されて制度的に実現したものです。納税者本人が電子的手続を行うには従来どおり電子証明書が必要ですから、納税者は一切電子証明書を必要としないという誤解はないようにしてください。また、暗証番号の変更も納税者本人が受信通知等を確認するために必要ですので、所定の期間内に変更できるよう指導を欠かさないことをご留意ください。

5. 申告書作成コーナーから直接送信一部可能に！

国税庁のホームページでは、納税者が簡単に確定申告書を作成できるようするために、申告データを入力して提出用申告書類を印刷できる仕組みである確定申告書等作成コーナーを提供していますが、ここで作成した申告等データについては、18年分所得税等の申告からデータをe-Taxソフトに移すことなく直接オンライン送信できるようになりました。もちろんプリンタで印刷して提出する手間もいらなくなりました。ただし、本年の場合は公的個人認証サービスによる電子証明書を利用する場合に限りますが、この電子証明書を持っているればe-Taxソフトを利用することなく送信できるわけです。しかし、電子申告を行うことには変わりありませんので、開始届提出と初期登録が必要であることはこれまでと同じですご留意ください。

上記3.と併せ、添付書類が源泉徴収票のみの場合、電子データの源泉徴収票を確定申告書等作成コーナーで作成したデータに添付して送信すれば、一切紙の提出物を税務署に提出する必要がなくなるわけで、これは一般の納税者にとってはとても便利なことといえましょう。

東京税理士会会員向け IT研修会のご案内

東京税理士会情報システム委員会

1. IT研修・研修内容及び費用

①Word入門 全6時間

【内容】パソコン操作の基本となる文字入力、変換、文書編集、保存、印刷の基礎を習得する。
【受講の基準】日本語入力やマウスの操作も含めて、まったくパソコン操作経験のない方向けの研修（※1）
【費用】13,650円（受講料・教材費・消費税込み）

②Excel入門 全6時間

【内容】表計算の基本となるデータ入力、表作成、四則計算、関数計算、グラフ作成、保存などの操作を習得する。
【受講の基準】パソコンを利用して日本語入力やマウス操作はできるが、Excelなど表計算機能は経験ない方向けの研修（※1）
【費用】13,650円（受講料・教材費・消費税込み）

③インターネット入門 全3時間

【内容】インターネットの利用方法、ホームページ検索、閲覧、電子メールの送受信方法を習得する。
【受講の基準】パソコンを利用して日本語入力やマウス操作はできるが、電子メールとインターネットは経験ない方向けの研修（※1）
【費用】10,500円（受講料・教材費・消費税込み）

④セット講座（全4コース）

【内容】上記、①Word入門、②Excel入門、③インターネット入門を組み合わせて受講し、パソコンの全般的な操作方法を習得する。
【受講の基準】①Word入門、②Excel入門、③インターネット入門と同様。
【費用】A: ①Word入門+②Excel入門…25,200円
B: ①Word入門+③インターネット入門…21,000円
C: ②Excel入門+③インターネット入門…21,000円
D: ①Word入門+②Excel入門+③インターネット入門…35,700円
(受講料・教材費・消費税込み)

*1…受講の基準は、目安に過ぎないので、自由にご希望の研修をお申込できます。
この他にも、中野キャリアスクールによる「しっかりマスターコース」など、もっと勉強されたい方向けのコースもあります。ここで紹介している研修の受講を希望される方は、本会事務局総務課までTELまたはFAXでご連絡下さい。折り返し、申込み手順、研修教室地図等について詳細な内容を記載した「IT研修案内文書」をご希望のFAX宛に送付いたします。

◆◆会員向けIT研修の申込みについて◆◆

パソコン等の研修事業を実施している「中野キャリアスクール」の協力のもと、主にパソコン操作方法等に関して初心者を対象とした「会員向けIT研修」を開催しております。ここで紹介している研修の受講を希望される方は、本会事務局総務課までTEL又はFAXでご連絡下さい（書式は何でも結構です）。折り返し、申込み手順、申込み用紙、研修教室地図について詳細な内容を記載した「IT研修案内文書」をご希望のFAX宛に送付いたします。

東京税理士会事務局総務課 連絡先 TEL 03-3356-4461 FAX 03-3356-4469

2. 研修日程表及び研修場所について

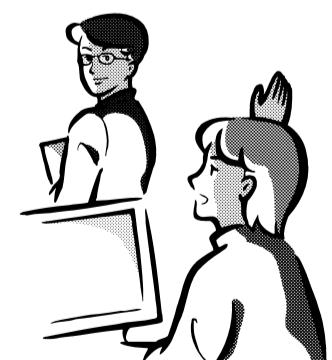
①Word(6時間)コース

曜日	月・火曜日		水曜日		
時間	*1日3時間ずつ実施し、2日間 (月、火)通うコースです。 17:00~20:00		*1日6時間実施するコースです。 10:00~17:00(1時間休憩)		
場所	新宿	京王八王子	新宿	銀座	
月	実施日	講座NO.	実施日	講座NO.	
2月	5日・6日	19	49	7日	70
3月	5日・6日	20	50	7日	71
	12日・13日	21	51		

(ご注意)
Word入門は、銀座校では実施いたしません。

②Excel(6時間)コース

曜日	水曜日	
時間	10:00~17:00(1時間休憩)	
場所	新宿	
月	実施日	講座NO.
2月	14日	111
3月	14日	112



(ご注意) Excel入門は、新宿校のみでの実施となります。

③インターネット(3時間)コース

曜日	水曜日		金曜日	
時間	*夕方から実施するコースです。 17:00~20:00		*午後から実施するコースです。 13:00~16:00	
場所	新宿	京王八王子	新宿	銀座
月	実施日	講座NO.	実施日	講座NO.
2月	14日	221	16日	249
3月	7日	222	9日	250
	14日	209	16日	251
			16日	281